平成25年7月24日

各位

会 社 名　株 式 会 社　日 本 取 引 所 グ ル ー プ
代 表 者 名　取締役兼代表執行役グループCEO　斉藤　惇
（コード 8697　東証第一部）
問 合 せ 先　広報・ＩＲ部長　　多賀谷　彰
（ Ｔ Ｅ Ｌ　（０３）３６６６－ １３６１）

子会社に対する訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ

当社の子会社である株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）が、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）から提起されておりました損害賠償請求控訴事件について、本日、東京高等裁判所において判決が言い渡されましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった年月日
　平成25年7月24日

2. 判決に至るまでの経緯
　平成17年12月8日に発生したみずほ証券によるジェイコム株式会社株式の誤発注事件に関して、みずほ証券から東証に対して、約 415 億円の損害賠償を求める訴訟が東京地方裁判所に提起され、平成21年12月4日、同裁判所より東証に対して約107億円及び遅延損害金の支払いを命ずる判決が言い渡されました。本訴訟は、当該判決を不服としてみずほ証券が東京高等裁判所に控訴し、東証が附帯控訴していたものです。
　なお、東証は、仮執行宣言付判決に基づく強制執行を免れるために、平成21年12月18日、みずほ証券に対し同日までの遅延損害金を含めた約132億円を支払っております。

3. 訴訟の当事者の概要
　子会社（被告・被控訴人）の概要
　　名　称　株式会社東京証券取引所
　　所在地　東京都中央区日本橋兜町２番１号
　　代表者　代表取締役　清田　瞭

　相手方（原告・控訴人）の概要
　　名　称　みずほ証券株式会社
　　所在地　東京都千代田区大手町一丁目５番１号
　　代表者　代表取締役　本山　博史

4.　判決の内容

判決の内容は以下のとおりです。

(1)　本件控訴を棄却する。

(2)　本件附帯控訴に基づいて原判決を次のとおり変更する。

① 被控訴人は、控訴人に対し、107 億 1212 万 8508 円及びこれに対する平成 17 年 12 月 8 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

② 控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。

(3)　民訴法 260 条 2 項の規定による裁判を求める申立て

① 控訴人は、被控訴人に対し、3 億 4243 万 6187 円及びこれに対する平成 21 年 12 月 19 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

② 被控訴人のその余の申立てを棄却する。

(4)　訴訟費用（前項の裁判に関する費用を含む。）は、第 1、2 審を通じてこれを 4 分し、その 1 を被控訴人の負担とし、その余を控訴人の負担とする。

(注) この判決は、東証が賠償すべき損害金に対する遅延損害金の利率を年 6 分から年 5 分に変更するもので、東証が賠償すべき損害金元金の額は第一審判決から変更されておりません。

また、上記（3）は、東証が強制執行を免れるために支払った約 132 億円と本判決による認容額との差額約 3 億 4243 万円に年 5 分の利息を付して東証に返還することをみずほ証券に対して命ずるものです。

5.　今後の見通し

東証といたしましては、判決の内容を十分に検討したうえで、然るべく対処して参ります。

なお、現時点では、本判決による当社の連結業績への影響は軽微であるものと考えておりますが、今後開示すべき事項が発生するなどした場合は、速やかにお知らせいたします。

以　上